

8 市民税・県民税納入書の納入金額の変更方法

- 納入書送付後に退職・転勤・税額変更等により、納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄の金額を横線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。
※ 納入済通知書だけでなく、領収証書、納入書も同様に訂正してください。
- 納入書はOCR処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 税額変更後の納入書は送付しておりません。事業所での納入金額の訂正に御協力をお願いいたします。

(例)

		納入金額(1)													
		5,000 円 ← 金額を横線で消してください。													
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)											3	0	0	0
	退職所得分														
	延滞金														
	督促手数料														
	合計額											3	0	0	0

訂正後(納入金額)の金額を2か所記入してください。

※ 数字は、枠内にはっきり記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

9 退職所得等に係る市民税・県民税の納入申告書の書き方

- 「納入申告書」は、「納入済通知書」の裏面にあります。退職所得に係る市民税・県民税を納入する際は、必ず作成してください。
- ※ マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日から、納入申告書に法人番号又は個人番号の記載が必要となりました。特別徴収義務者が個人事業主の場合は、金融機関等へお持ちいただく納入書の「納入申告書」欄には記入をせず、別途、予備の納入申告書に該当事項を記入のうえ、本市収税課へ直接提出をするようお願いいたします(郵送可)。
- 2人以上の場合は、「退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表」(9頁)を必ず提出してください。

市民税 納入申告書														
県民税														
水戸市長様													(受付印)	
平成28年9月9日 提出														
平成28年8月分			人員		勤続年数			25年						
退職手当等支払金額														
14000000														
特別徴収税額	市民税													
	750000													
県民税														
500000														
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。														
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地													
	水戸市三の丸〇丁目〇番〇号													
	氏名又は名称													
〇〇商事(株) ㊤														
法人番号又は個人番号														
12345678900000														